

今後の土壌汚染対策の在り方について（第二次答申）



土壌汚染対策法について、土壌制度小委員会にて平成 28 年 3 月から今後の土壌汚染対策の在り方について検討が進められてきました。

第 2 段階施行の政省令事項等について、平成 30 年 3 月 14 日の同小委員会にて第二次答申案がまとめられました。今後、第二次答申を踏まえて、第 2 段階施行に係る政省令案を作成、2019 年春頃には改正法の完全施行を予定しております。

第二段階施行に必要な政省令事項

1. 土壌汚染状況調査及び区域指定

(1) 有害物質使用特定施設における土壌汚染状況調査

- ① 一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質の変更や搬出の規制
- ② 地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査

(2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壌汚染状況調査

- ① 法第 4 条第 1 項の届出対象範囲等
- ② 調査対象とする深さの範囲の適正化

(3) 臨海部の工業専用地域等の特例

(4) 昭和 52 年 3 月 15 日より前に埋め立てられた埋立地の取扱い

2. 要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

(1) 要措置区域における指示措置等の実施枠組み

- ① 汚染除去等計画及び完了報告の届出並びに都道府県知事による確認
- ② 台帳の記載事項の取扱い

(2) 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等

- ① 要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法
- ② 飛び地間の土壌の移動の取扱い
- ③ 認定調査の合理化

(3) 自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌の取扱い

3. その他

(1) 指定調査機関の技術的能力等

(2) 土壌汚染状況調査の合理化（第一次答申中に記載がない事項）

当社では、土壌汚染対策法の改正後も内容に合わせた土壌調査を実施して参りますので、お気軽にお問い合わせください。

資料 2018 年 4 月 3 日付 環境省報道発表資料

土壌環境箇所 坂田旭子